

会員に対する処分について

平成 19 年 6 月 15 日
社団法人 投資信託協会

本協会は、本日、下記のとおり、法令違反行為が認められた会員 1 社に対し、定款第 14 条第 1 項に基づく処分を行いました。

株式会社ダヴィンチ・セレクト

1. 事実関係

株式会社ダヴィンチ・セレクト（以下「同社」という。）に対する証券取引等監視委員会の検査の結果、次のとおり法令違反行為が認められた。

投資法人資産運用業に係る善管注意義務違反

同社は、不動産投資法人との間で締結した資産の運用に係る委託契約に基づき行っている資産の運用において、投資法人の不動産取得時に行うべき不動産の評価手続きの際に、鑑定を依頼した不動産鑑定評価会社に対し適切な資料等を提示しなかっただけでなく、算定された鑑定評価の内容を確認しなかったことから、誤った鑑定評価内容が看過され、結果として過大に算定された鑑定評価額を基に投資法人の不動産取得時が行われている。

同社の上記行為は、投資信託及び投資法人に関する法律第 34 条の 2 第 2 項に定める善管注意義務に違反するものと認められる。

2. 処分の内容

以上のことから、株式会社ダヴィンチ・セレクトに対し、次のとおり処分を行った。

- ・ 定款第 14 条第 1 項の規定に基づく処分
過怠金 500 万円を徴収する。

以 上

本件に関する問い合わせ先： 総務部 03 - 5614 - 8400